

被災地における介護人材確保について

被災3県の有効求人倍率について

25年5月 有効求人倍率

	職業計	介護関係職種 of 職業	社会福祉専門 of 職業
岩 手 県	0.82	1.05	0.94
宮 城 県	1.01	1.68	1.14
福 島 県	0.98	1.83	1.25
全 国 計	0.73	1.58	1.07

23年2月 有効求人倍率

<震災前月>

	職業計	介護関係職種 of 職業	社会福祉専門 of 職業
岩 手 県	0.48	1.02	1.08
宮 城 県	0.48	0.95	1.06
福 島 県	0.47	1.07	1.12
全 国 計	0.61	1.62	1.51

※いずれも、常用(含パート)

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注1) 上記の数値は、平成23年改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分である。

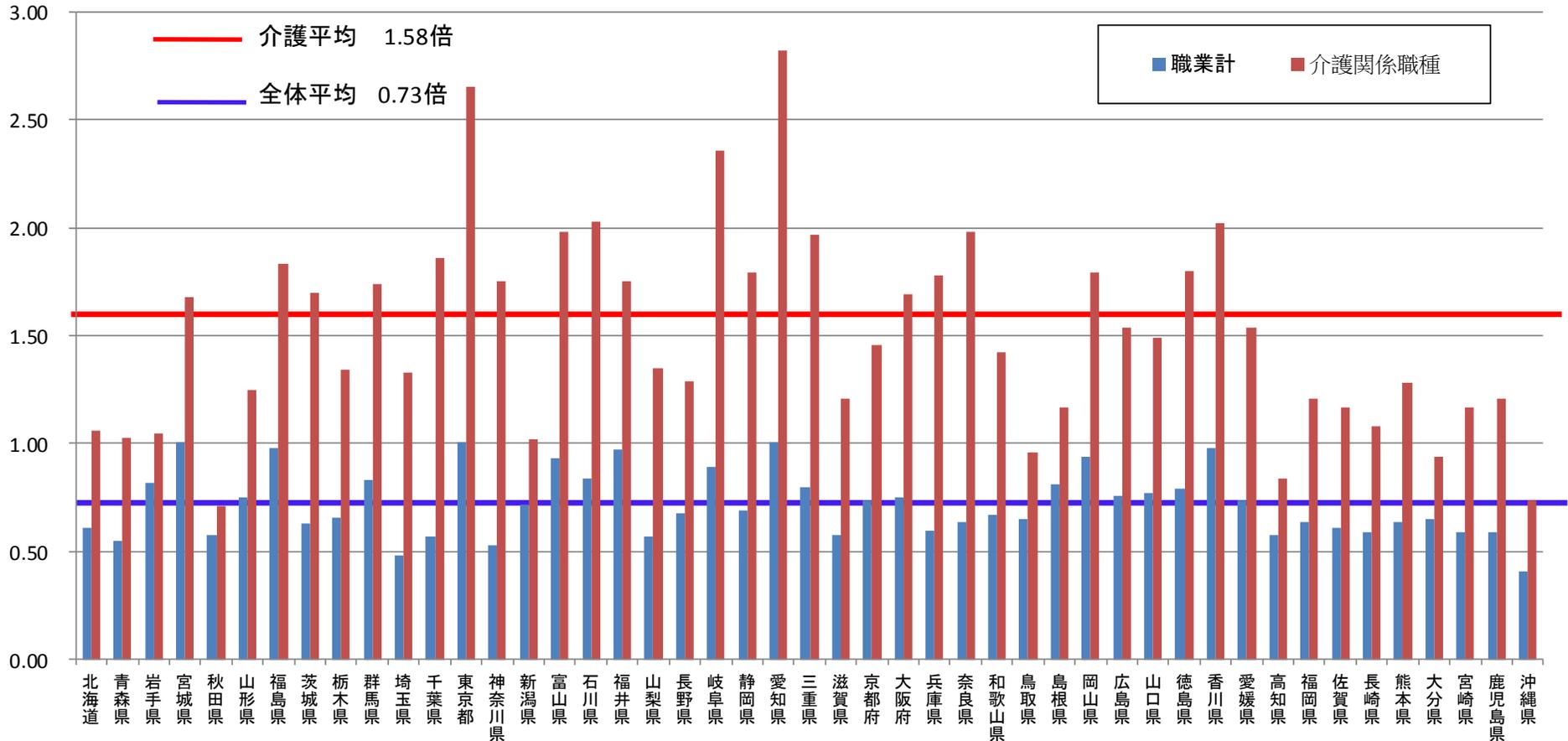
(注2) 介護関係職種: 「162 福祉施設指導専門員」「169 その他の社会福祉の専門的職業」「351-01 家政婦(夫)、家事手伝い」「361 施設介護員」「362 訪問介護職」

(注3) 社会福祉専門的職業: 「161 福祉相談・指導専門員」「162 福祉施設指導専門員」「163 保育士」「169 その他の社会福祉の専門的職業」

都道府県別有効求人倍率(平成25年5月)

- 介護関係職種の有効求人倍率は、地域ごとに、大きな差異がある。
- 基本的には、職業計の場合と同様、介護関係職種の有効求人倍率も、地方よりも都市部の方が高くなっている。

都道府県別有効求人倍率(平成25年5月)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

被災3県交付額 2億2,500万円

○福祉・介護分野については、介護職員が、2012年度149万人に対して2015年度までに165～173万人必要とされており、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。
○よって、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、当該事業を実施するとともに、所要額の積み増しを行い、福祉・介護人材確保の一層の推進を図るものである。

・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保

介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇いあげるための費用を補助(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

福祉・介護人材確保緊急支援事業の事業イメージ

将来の人材の掘り起こし

・福祉・介護人材の参入促進

相談員による中高生やその保護者、進路指導担当教員等を対象にした進路相談等の活動経費や職場体験やセミナー開催費等
(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

キャリアアップ・スキルアップ

研修

補助

事業所

求人

代替要員

福祉・介護人材マッチング機能強化

求人事業所と求職者間双方のニーズを的確に把握し、円滑な人材参入・定着を支援するため、都道府県福祉人材センターに配置した専門員の賃金及び活動経費等(実施主体:都道府県、福祉人材センター)

新たな人材

潜在的な人材の掘り起こし

即戦力の人材

新たな雇用の創出

求職

・潜在的有資格者等の再就業促進

子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識や技術を再確認するための研修経費や他分野からの離職者の福祉・介護分野への就業支援のための職場体験経費等
(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

効果的・戦略的な福祉・介護人材確保及び定着

介護福祉士等修学資金貸付事業

※ 平成23年度3次補正予算により、被災3県に約17億円交付済

- 超高齢化社会に向けて多くの介護・福祉人材の確保が喫緊の課題。
平成23年度3次補正予算（17億円）において、被災により養成施設の学費等の支払いが困難になっている学生が増加し、貸付ニーズが高まっている状況を踏まえ、被災地における介護福祉士等修学資金として必要な貸付原資の確保等を行う。
- また、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費（81億円）において、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に要する貸付原資を確保するとともに、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に介護福祉士等施設への就学を希望する場合などに、現在の授業料などの修学資金に加えて、在学中の生活費の一部を貸し付ける貸付内容の拡充を行う。（被災3県への交付額1,620万円）

〈介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み〉



貸付

介護福祉士養成施設
社会福祉士養成施設



生活保護世帯の子どもに貸与する場合、
○在学期間中の修学資金及び生活費を貸付
○在学中は、**介護施設等でアルバイトをしながら就学**することを想定

(貸付内容)

○貸付額(上限)

- ・学費 5万円(月額)
- ・入学準備金 20万円
- ・就職準備金 20万円

・生活費 4万2千円(月額)【新】
→生保世帯の子どもに貸与する場合に上乗せ

○貸付利子:無利子

○一定の要件を満たした場合は、返済を全額免除

卒業

福祉・介護の仕事に就職



福祉・介護の仕事に**5年間継続して従事**

福祉・介護以外の仕事に就職



返済

途中で福祉・介護以外の仕事に転職

(在学中の生活のイメージ)

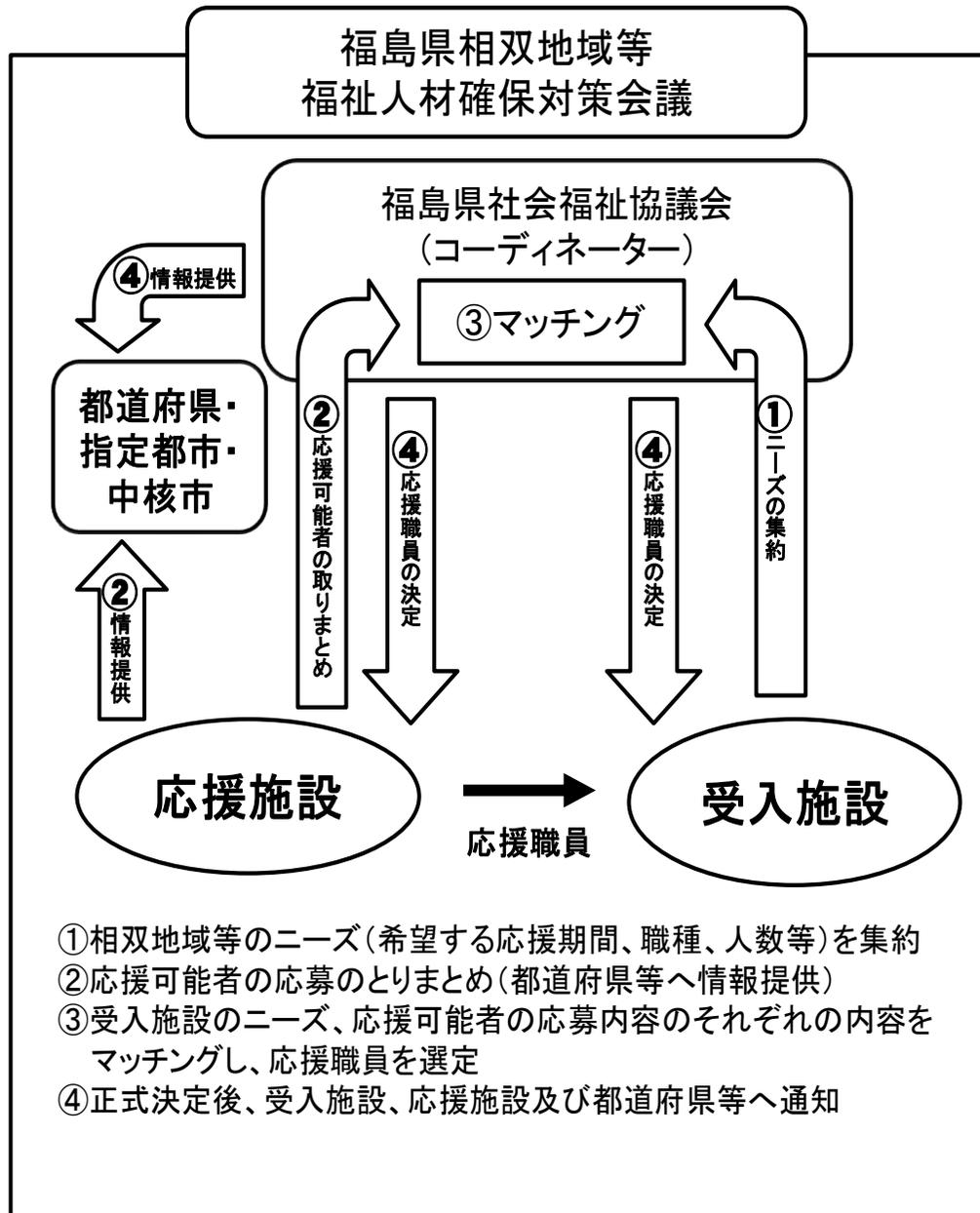
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
1日目 (9:00~10:30)							アルバイト 4時間
2日目 (10:40~12:10)							
3日目 (13:10~14:40)							
4日目 (14:50~16:20)							
放課後							

借り受けた修学資金の**返済を全額免除**

福島県相双地域等への介護職員等の応援について

- 福島県相双地域等では、介護職員等の避難や離職により、特別養護老人ホーム等においてマンパワーが不足。
- このため、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、人材不足の解決に向けた検討の場として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。
- 平成24年5月31日にこの会議を開催し、雇用確保対策を基本としつつ、応急的な対応として、近隣自治体から応援職員を募集し、相双地域等の施設の運営を支援することを決定。同年6月4日付で、厚労省から地方自治体に対し、応援可能職員の募集を依頼(募集開始)。
- 福島県の調査(H24.9)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成26年3月31日までとすることを決定。
また、応援先の対象地域を従来の相双地域、いわき市に加え、田村市の一部(旧緊急時避難準備区域)も対象とした。(平成24年12月25日)
- 応援施設と受入施設の条件のマッチングの結果、
平成24年6月から平成25年6月末までの **延べ応援人数は 191名**
平成25年7月から平成25年9月末までの **延べ応援人数は 76名 (見込み)**

(参考) 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ



福島県相双地域等福祉人材確保対策会議
参加組織

福島県保健福祉部
福島県相双保健福祉事務所
福島県社会福祉協議会
福島県福祉人材センター
福島県社会福祉施設経営者協議会
福島県老人福祉施設協議会
福島県老人保健施設協会
全国社会福祉協議会
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
厚生労働省老健局
厚生労働省東北厚生局
厚生労働省福島労働局